

広島県告示第137号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条の規定によって、公有水面埋立ての^{しゅん}竣功を次のとおり認可した。

令和4年3月14日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 ^{しゅん}竣功認可年月日

令和4年2月28日

2 ^{しゅん}竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称及び所在地

広島市中区基町10番52号

広島県

(2) 代表者の氏名

広島県知事 湯崎 英彦

3 埋立区域

(1) 位置

箕沖地区

福山市箕沖町108番2、108番7及び108番8の地先公有水面

(2) 区域

箕沖地区

次の各地点のうち①の地点から③の地点までを順次に結んだ線、③の地点と④の地点を結ぶ昭和47年6月30日付け指令港第466号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（C.D.L. +4.42mにより決定）及び①の地点と④の地点を結ぶ平成23年4月13日付け指令港振第5号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.D.L. +3.56mにより決定）により囲まれた区域。

①の地点	基点から	116度05分43秒	2,848.67mの地点
②の地点	①の地点から	209度03分11秒	80.08mの地点
③の地点	②の地点から	299度03分22秒	10.26mの地点
④の地点	③の地点から	29度09分05秒	80.08mの地点

面積

815.94平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

令和2年1月30日 広島県告示第8号

(令和2年1月20日付け指令港振第890号で免許)

5 法第22条第3項の市町名

福山市